令和４年度

～ 妊産婦さんへ ～

歯科健康診査を受けましょう♪

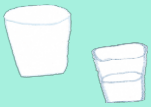

妊娠中はホルモンバランスの変化や悪阻などによって、また産後においては、生まれてきた子どもの世話などで自身のケアが後回しになりがちとなるなど、妊産婦時期は口腔内の衛生状態が悪化しやすく、歯周病やむし歯になりやすい時期です。

お母さんなどの身近な人にむし歯があると、歯ブラシやスプーンなどを通じて、原因菌がお子さんにうつることがわかっています。

お子さんのためにも、歯科健康診査を受診して、必要があれば処置やブラッシング指導等を受け、お口の健康の維持を心がけましょう。

対 象 者：受診時に大竹市内に住民登録のある妊婦及び出産後１年未満の産婦

受診回数：妊娠時期１回、産婦時期１回　の　計２回

受診票の有効期限

- ○　妊婦用：出産の日の前日まで
  - ※　安定期（妊娠中期：５～７か月）に受けることをお勧めします。
- ○　産婦用：出産後１年に達する日の前日まで
  - （お子さんが１歳の誕生日になる前々日までとなります。）

健診費用：無　料

実施医療機関：チラシの裏面をご覧ください。

健診内容：う蝕（むし歯）の検査、歯周病検査

受診券には、妊婦用と産婦用があります。
ご使用の際、注意ください。

受診方法：①実施医療機関に連絡し、予約する。
②受診票と結果票の太枠内を記入する。
③結果票の裏面のアンケートを記入する。
④下記の３点セットを持って実施医療機関に行く。
⑤受診する。

受診する際には次の３点セットをお持ちください

① 母子健康手帳　② 健康保険被保険者証

③ 受診票・結果票 ※切り離さないでください。

この事業は、岩国飛行場に係る再編交付金で造成された「健やか安心基金」を活用しています。

【問合せ先】　大竹市役所　健康福祉部　保健医療課　保健予防係　☏　0827－59－2140